

# プロテクティブスニーカーに係る型式認定業務要領

2025年4月1日 改訂第10版

発行 公益社団法人日本保安用品協会

無断での複製、転載等は禁止します

# プロテクティブスニーカーに係る型式認定業務要領

## (目的)

**第1条** 本要領は、公益社団法人日本保安用品協会（以下「協会」という）が行う、プロテクティブスニーカー及びプロテクティブブーツの型式認定及び型式認定合格マーク表示に関する事務手続き等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

**第2条** 本要領の用語は、次のとおりとする。

### (1) プロテクティブスニーカー

日本産業規格（JIS）T8101（安全靴）に適合しないものであって、着用者のつま先を先芯により保護するスニーカータイプの靴。プロスニーカー®もしくはプロスニーカーと略称する。一般的には短靴が主となる。プロテクティブブーツを含めてプロテクティブスニーカー規格を形成する。

### (2) プロテクティブブーツ

日本産業規格（JIS）T8101（安全靴）に適合しないものであって、着用者のつま先を先芯により保護するスニーカータイプ以外の靴。プロブーツ®もしくはプロブーツと略称する。一般的には長靴が主となる。

### (3) 型式認定

型式認定とは、製品の型式に係る形状、寸法、構造、材質、性能、機能等（以下「形状等」という）について、プロテクティブスニーカー型式認定基準（以下「型式認定基準」という）（別表1）への適合性を審査することにより行う認定をいう。

### (4) 型式変更認定

型式変更認定とは、既に型式認定を受けているプロテクティブスニーカー又はプロテクティブブーツ（以下「認定品」という）の形状等について、変更の必要性が生じた場合に、改めて型式認定基準への適合性を審査することにより行う認定をいう。

### (5) 認定番号

認定番号とは、型式認定を行うこととなったプロテクティブスニーカー又はプロテクティブブーツに対して、協会が付与する番号をいう。認定番号は一つの型式認定に対して、一つの認定番号が付与される。

### (6) 品番

品番とは、一つの型式認定に対して、その形状等以外のデザイン、色、締め具等の異なる製品ごとに、型式認定又は型式変更認定を受けようとする者が付与する番号等をいう。

## (型式認定対象品の範囲)

**第3条** プロテクティブスニーカー又はプロテクティブブーツの型式認定の対象品は、別表2に掲げるとおりとする。

### (型式認定・推奨事業適正化委員会)

**第4条** 型式認定・推奨事業を適正に推進するために、協会内に型式認定・推奨事業適正化委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2 前項の委員会の運営等については、別に定める型式認定・推奨事業適正化委員会設置要綱に基づき、行う。

3 協会は、1年に1回委員会を開催し、型式認定・推奨事業の報告を行う。

### (型式認定)

**第5条** 型式認定を受けようとする者（以下「型式認定申請者」という）は、型式認定申請手順（別添1）に従って型式認定（新規・更新）申請書（様式1-1）の作成を行い、協会に申請を行う。

2 型式認定申請者は、申請書の作成にあたっては、型式認定の対象となる製品の品名及び品番を記入しなければならない。

3 協会は、申請書の記入に不備がなく適正と認めた申請に対しては、製品試験の実施を型式認定申請者に指示し、型式認定基準に基づく公的試験機関からの試験報告書の写しを型式認定申請者から受領する。

4 協会は、試験報告書の写しを元に型式認定基準に適合し、型式認定に足るかどうかの審査を行い、その結果を型式認定申請者に通知する。型式認定申請者は、審査結果について異議がある場合は、協会に対して、異議申し立てを行うことができる。

5 協会は、型式認定申請者から前項の異議申し立てがあった場合、又は審査が困難な場合は、必要に応じて前条に定める委員会を招集することができる。

6 協会は、審査が完了し、適正と審査された場合には、型式認定申請者に対して、認定番号が付与された JSAA 型式認定合格証（様式2）を交付するとともに、型式認定申請者、認定日、認定番号、品名、品番等の必要事項を型式認定登録簿に記載する。

7 型式認定申請者は、型式認定の登録に当たっては、別に定める手数料を協会に支払わなければならない。

### (型式変更認定)

**第6条** 認定品の形状等を変更しようとする者（以下「型式変更申請者」という）は、型式認定変更申請書（様式3）に従って申請書の作成を行い、協会に申請を行う。

2 協会は、型式変更申請書の記入に不備がなく適正と認めた申請に対して、必要に応じて、製品試験の実施を申請者に指示する。

また、その際は、型式認定基準に基づく公的試験機関からの試験報告書の写しを型式変更申請者から受領する。

3 協会は、必要に応じて、試験報告書の写しを元に型式認定基準に適合し、型式変更に足るかどうかの審査を行い、その結果を型式変更申請者に通知する。型式変更申請者は、審査結果について異議がある場合は、協会に対して、異議申し立てを行うことができる。

4 協会は、型式変更申請者から前項の異議申し立てがあった場合、又は審査が困難な場合は、必要に応じて第4条に定める委員会を招集することができる。

- 5 協会は、審査が完了し、適正と審査された場合には、型式変更申請者に対して「JSAA 型式認定合格証」の書き換えを行い再交付するとともに、型式認定登録簿の書き換えを行う。
- 6 型式変更申請者は、型式変更認定の登録に当たっては、別に定める手数料を協会に支払わなければならない。

#### （型式認定製品の抹消）

- 第 7 条** 型式認定を受けた者（以下「型式認定取得者」という）は、認定品について販売終了等により型式認定を継続する必要がなくなった場合は、速やかに、協会に対して型式認定抹消届出書（様式 4）に必要事項を記入し、協会に届出なければならない。
- 2 協会は、前項の届出があった場合は、当該認定品について、型式認定登録簿から抹消を行う。

#### （品番の変更、追加、削除）

- 第 8 条** 型式認定取得者は、認定品の品番について、変更、追加、削除を行う場合は、型式品番変更等申請書（様式 5）に必要事項を記入し、協会に申請しなければならない。
- 2 型式認定取得者は、前項の申請を行う場合には、当該認定品の JSAA 型式認定合格証の写しを添付しなければならない。
  - 3 協会は、前項の型式品番変更等申請書の記入に不備がなく、適正と認めた場合は、当該認定品の「JSAA 型式認定合格証」の書き換えを行い、型式認定取得者に再交付するとともに、型式認定登録簿の書き換えを行う。

#### （社内試験成績の代用）

- 第 9 条** 第 5 条及び第 6 条に規定する製品試験の実施に際して、型式認定申請者又は型式変更申請者の保有する工場が日本産業規格（JIS）T8101（安全靴）の JIS マーク表示制度認証を受けている場合には、型式認定基準の「製品性能」以外の試験項目について社内試験成績書をもって代用することができる。この場合、型式認定申請者又は型式変更申請者は、日本産業規格（JIS）T8101（安全靴）の JIS マーク表示制度認証書の写しを協会に提出しなければならない。

#### （型式認定の取消し）

- 第 10 条** 協会は、型式認定基準が変更された場合、認定品が変更後の型式認定基準に適合しないと認められるときは、当該認定品の型式認定を取り消すことができる。
- 2 協会は、型式認定取得者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定品の型式認定を取り消すことができる。
    - （1）不正な手段によって当該型式認定を受けたとき
    - （2）次条第 1 項及び第 2 項の規定に違反したとき
    - （3）第 6 条に規定する型式変更認定の手続きを経ずに認定品の形状等の変更を実施し、認定品として製造及び販売を行ったとき
    - （4）認定品又はその品質管理体制に著しい不備又は欠陥があると認めたとき
    - （5）認定品が型式認定基準に適合しないことが判明したとき
    - （6）次条の規定に違反したとき

3 協会は、前項の規定により認定品の型式認定を取り消す場合には、事前にその型式認定取得者に対して、その旨を通知する。

4 協会は前項の通知を行った後、型式認定取得者に事情の確認を行い、正当な理由が確認されなかった場合は、当該認定品の型式認定の取消しを行うとともに、該当する「JSAA 型式認定合格証」及び所有する「型式認定合格証明票（以下「型式認定タグ」という）」の返却を命じる。

なお、その際は、協会は返却された型式認定タグに相応の金額を返金する。

5 協会は、前項の取消しを行った際は、型式認定登録簿から当該認定品の抹消を行う。

6 型式認定取得者が型式認定事業に対して協会の指示に従わず必要とされる連絡を怠る等、当事業の信頼を失墜させ、大きく支障をきたした場合、協会は当該型式認定取得者に対する認定事業を拒絶する権限を有する。

#### **（型式認定に関する表示等）**

**第 11 条** 型式認定取得者は、認定品の表示について、「プロテクティブスニーカーの表示に関する規程（以下「表示規程」という）」に従って行わなければならない。

2 認定品以外の製品については、認定品と誤解されるような表示をしてはならない。

3 認定品以外の製品については、プロスニーカー又はプロブーツの名称を使用してはならない。

4 前条の規定により型式認定が取消しとなった場合は、型式認定取得者は当該認定品について、プロスニーカー又はプロブーツの名称使用を中止するとともに、認定品と誤解されるような表示をしてはならない。具体的な方法、内容等については、当該型式認定取得者と協会にて協議する。

#### **（型式認定合格証明票の交付と申請）**

**第 12 条** 型式認定取得者は、協会に対して、認定品ごとに型式認定タグの交付を申請することができる。

2 前項の申請に際しては、型式認定取得者は型式認定合格証明票（型式認定タグ）交付申請書（様式 6）に必要事項を記入するとともに、協会が発行した当該認定品に係る JSAA 型式認定合格証の写しを添付して申請しなければならない。

また、型式認定タグの交付申請枚数は、原則として、千枚単位とする。

3 協会は、第 1 項の交付申請があった場合は、型式認定取得者に対して、速やかにその交付を行う。

4 型式認定タグの交付に係る費用は、別に定める。

#### **（市場買取調査）**

**第 13 条** 協会は、原則として、1 年に 1 回以上、認定品の市場買取調査を行い、次の事項を確認する。

（1）型式認定基準に対する適合性

（2）表示規定に対する適合性

（3）型式認定タグの取付

2 協会は、前項の調査において不適合を確認した場合は、当該認定品の型式認定取得者に対し、その不適合内容を連絡するとともに、直ちに、当該認定品の出荷・販売の停止を要請し、併せて「業

等」という)の提出を要請する。

3 前項の要請を受けた型式認定取得者は、直ちに当該認定品の出荷・販売の停止を行うとともに、1 か月以内に「業務改善報告書」等を協会に提出する。ただし、正当な理由により 1 か月以内に業務改善が完了できない場合は、1 か月経過時に中間報告を提出し、業務改善終了時に最終報告を提出することができる。

4 「業務改善報告書」に記載する内容は、次の事項を踏まえ具体的に記載する。

(1) 不適合品発生原因の究明

不適合品が発生した原因の究明は、当該商品 1 足での確認ではなく複数足で行い、原因と考えられる要因である作業・素材・構造等の考えられるすべての要素で検証を行った結果を記載する。

(2) 不適合品に対する措置(暫定)

社内在庫の不適合品に対する措置を記載する。(軽微な改善等で適合品に改善できる場合は、その改善方法と識別方法を記載する。)

また、市場に流通する不適合品に対する措置について、いつまでにどのような手段で回収するかについて記載する。

(3) 改善品についての措置(恒久)

改善品を恒久的に適合品とするために行った内容を詳細に記載し、改善品の生産及び入荷時期を記載する。

(4) 品質管理体制の改善(再発防止)

品質管理体制の改善を図り、不適合品を製造した企業と製造方法、品質管理方法等に関する契約等を文書により行うとともに、その内容を記載する。

また、可能であれば当該契約書等の写しを添付する。

5 協会は、「業務改善報告書」等の提出を要請した型式認定取得者から連絡なく期限を経過しても報告書が提出されない場合は、その者の全ての認定品の認定を取り消すこととする。

また、協会は、型式認定取得者から「業務改善報告書」等が提出され、次項の審査結果が出るまでの期間は、当該認定品に対して型式認定タグの交付を停止する。

6 協会は、「業務改善報告書」等が提出された場合は、当該「業務改善報告書」等に基づき審査を実施し、その結果、適正と認められた場合は、認定を継続することとし、当該認定品の出荷・販売の停止要請を解除し、型式認定タグの交付を再開する。一方、適正と認められない場合は、当該認定品に対して型式認定タグの交付停止を継続する。

7 協会は、「業務改善報告書」等の提出を依頼してから概ね 3 か月後に、記載された改善内容を確認するため市場買取調査を実施し、その結果、適正と認められた場合は、型式認定タグの交付を継続する。一方、当該調査において当該認定品に不適合があるなど適正と認められない場合は、第 10 条に基づきその認定を取り消す。

8 型式認定の取消しを受けた認定品の対処方法は、次のとおりとする。

(1) 型式認定取得者は、取消しとなった認定品の流通在庫品をでき得る限り回収し、社内在庫と併せて処分する。その場合は処分に関わる証拠となる文書、画像、資料等を協会に提出する。

(2) 型式認定取得者は、取消しとなった認定品の改善品について型式認定を受けようとする場合は、第 5 条の規定に従い、改めて認定取得を行うものとする。ただし、その際の品番については、取消しとなった認定品とは異なるものとしなければならない。

(3) 型式認定取得者は、取消しとなった認定品を認定外品としての再販を希望する場合は、製品及び包装に施した認定品に係る表示を削除し、協会の許可を得た上で認定外品として販売することができる。

(4) 第1号又は第3号の措置を講ずることなく当該認定品の販売を継続した場合、又は報告内容と実際の処置に明らかな相違があった場合は、当該認定品の型式認定取得者が取り扱う全ての型式認定に係る型式認定タグの交付を停止し、所有する全ての型式認定タグの返却を命じる。

なお、その際は、協会は返却された型式認定タグに相応の金額を返金する。

9 本条項に関わる手順の詳細については、市場買取調査フローチャート（別添2）のとおりとする。

#### **(型式認定の有効期間等)**

**第14条** 型式認定の有効期間は、認定日から起算して5年間とし、有効期間内に製造され、完成検査が終了した製品のみを認定品とする。

2 型式認定の更新を希望する型式認定取得者は、その有効期間内に第5条に規定する型式認定手続きを改めて行うものとする。

3 前項に定める認定手続きが行われている間は、認定日から起算して5年間を超えても、有効期間内とみなすものとする。

また、その際に型式認定が更新された後の有効期間は、従前の有効期間の満了の翌日から起算する。

3 協会は、型式認定の有効期間終了が近づいた認定品の認定番号について、その期間終了の6か月前までには、当該認定品の型式認定取得者に通知する。

4 型式認定取得者は、前項の通知を受けた場合は自社で管理しているデータに相違がないかを確認し、相違があった場合は協会に連絡する。

5 型式認定の更新における有効期限管理・運営は、別に定める「5年期限」管理取り決め事項（別添3）に従って管理遂行を行う。

#### **(認定品の公表)**

**第15条** 協会は、認定品の品名、型式認定取得者、有効期限等について、協会ホームページにおいて遅滞なく公開するものとする。

別表1 プロテクティブスニーカーの型式認定基準

審査区分		認定基準						
1.書面審査		プロテクティブスニーカー型式認定申請書について 記入項目にもれなく記入されていること 型式認定の対象となる同一型式の製品品番リストが記入されていること 記入内容に不明な点がないこと						
2.公的試験機関による試験報告書の審査		試験項目		甲被の区分				
				革製	人工皮革製	合成皮革製	編物製	プラスチック製
		製品性能	耐衝撃性(必須)		23.0 は 12.5mm 以上、23.5~24.5 は 13.0mm 以上			
			耐圧迫性(必須)		25.0~25.5 は 13.5mm 以上、26.0~27.0 は 14.0mm 以上 27.5~28.5 は 14.5mm 以上、29.0 以上は 15.0mm 以上			
		表底のはく離抵抗(必須)	A種	300N 以上	200N 以上			300N 以上
			B種	250N 以上	150N 以上			250N 以上
		かかと部の衝撃エネルギー吸収性(付加的)		吸収エネルギーは 20J 以上				
		耐滑性(付加的)		動摩擦係数は 0.20 以上				
		耐踏抜き性(付加的)		くぎが貫通したときの力は 1100N 以上				
		静電靴の電気抵抗値(付加的)		23±2°Cにおいて $1.0 \times 10^5 \leq R \leq 1.0 \times 10^8 \Omega$ 但し、環境条件は C3 とする				
漏れ防止性(付加的)		気泡が連続して出てはならない						
甲被性能	引張強度		120N 以上					
試験項目		表底の区分						
		ゴム	発泡ポリウレタン	プラスチック				
表底性能	引張強さ N/mm <sup>2</sup>		13 以上	3.5 以上	6.5 以上			
	伸び %		300 以上	300 以上	300 以上			
	引裂強さ N/cm		300 以上	150 以上	—			
	体積変化率 % (ソールタイプ I のみ該当)		-20~+20	—	—			
表底厚さ	最薄部の厚さ	A種	3.0mm 以上					
		B種	2.5mm 以上					
先しん寸法	内部長 a mm	A種	23.0 以下は 30 以上、23.5~24.5 は 32 以上、25.0~25.5 は 34 以上 26.0~27.0 は 35 以上、27.5~28.5 は 36 以上、29.0 以上は 37 以上					
		B種	23.0 以下は 28 以上、23.5~24.5 は 30 以上、25.0~25.5 は 32 以上 26.0~27.0 は 33 以上、27.5~28.5 は 35 以上、29.0 以上は 37 以上					
	後端最高部高さ b mm	A種	33 以上					
		B種	28 以上					
下折り曲げ部分の水平な底辺の幅 c mm		3 以上						
試験項目		甲被の区分						
		革製	人工皮革製	合成皮革製	編物製	プラスチック製	ゴム製	
甲被の厚さ	A種	1.5mm 以上	1.2mm 以上	1.2mm 以上	1.5mm 以上	1.0mm 以上	1.5mm 以上	
	B種	1.2mm 以上	1.2mm 以上	1.0mm 以上	1.5mm 以上	1.0mm 以上	1.2mm 以上	



別表2 プロテクティブスニーカーの対象品

靴のタイプによる種類	作業区分による種類	甲被による種類	表底材料による種類	付加的性能による種類
プロスニーカー プロブーツ	普通作業用(A種) 耐衝撃エネルギー 70J 耐圧迫性 10±0.1kN	革製 人工皮革製 合成皮革製 編物製 プラスチック製	ゴム ・ソールタイプ I ・ソールタイプ II 発泡ポリウレタン プラスチック	左記の4つの種類のそれぞれの組合せを基本とし、付加的性能による種類として次の5種類の付加的性能を認証対象項目として、付加させることができる。 (1) かかと部の衝撃エネルギー吸収性 (2) 耐滑性 (3) 耐踏抜き性 (4) 静電気帯電防止性 (5) 漏れ防止性
	軽作業用(B種) 耐衝撃エネルギー 30J 耐圧迫性 4.5±0.04kN	ゴム製		

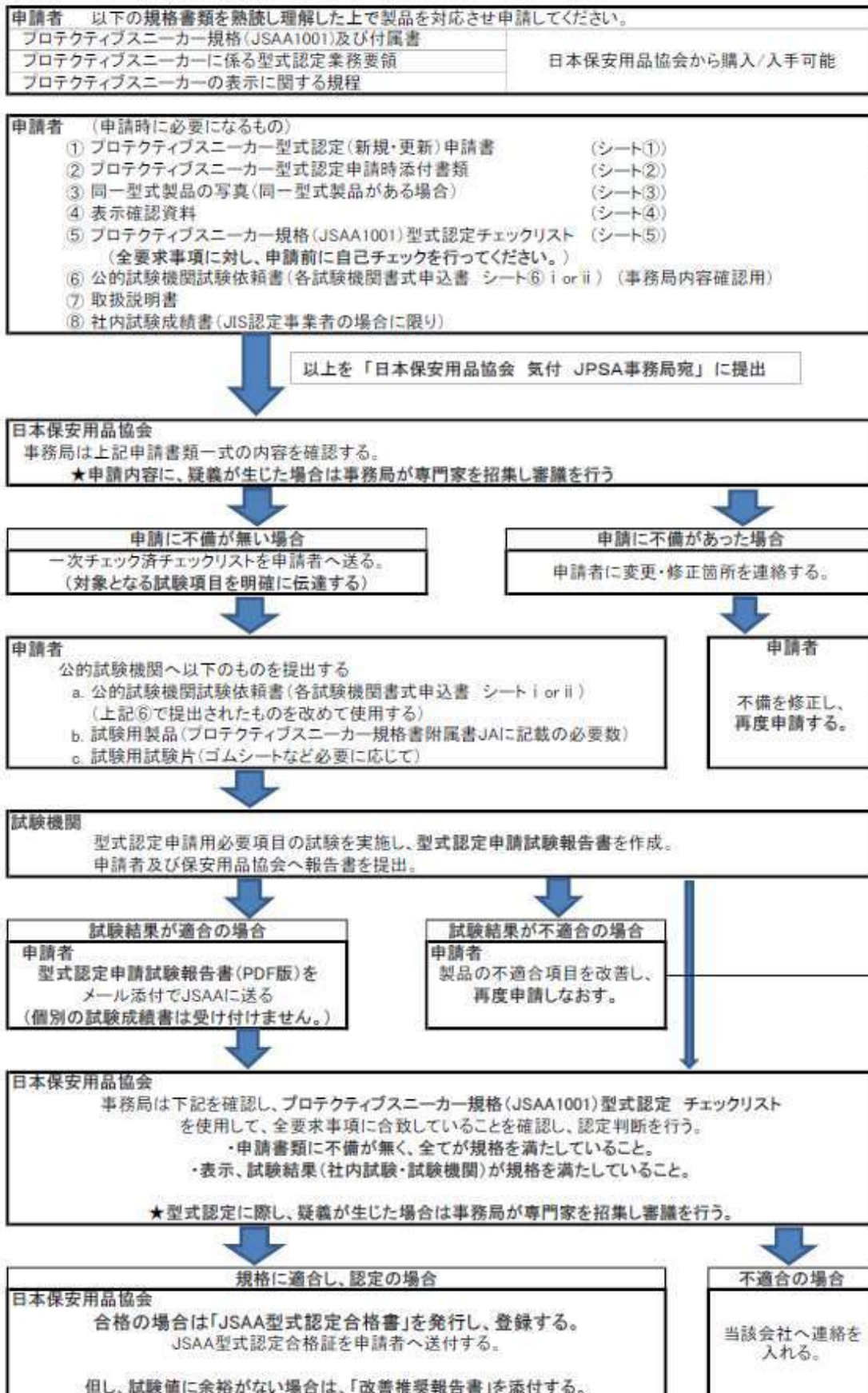
注1 認定申請において、プロスニーカー、プロブーツのどちらで申請するかについては、靴のタイプで判断する。

注2 認定申請においては、普通作業用(A種)、軽作業用(B種)の区分を明確にしなければならず、公的試験機関の試験報告書はそれぞれの試験条件によって行うものとする。

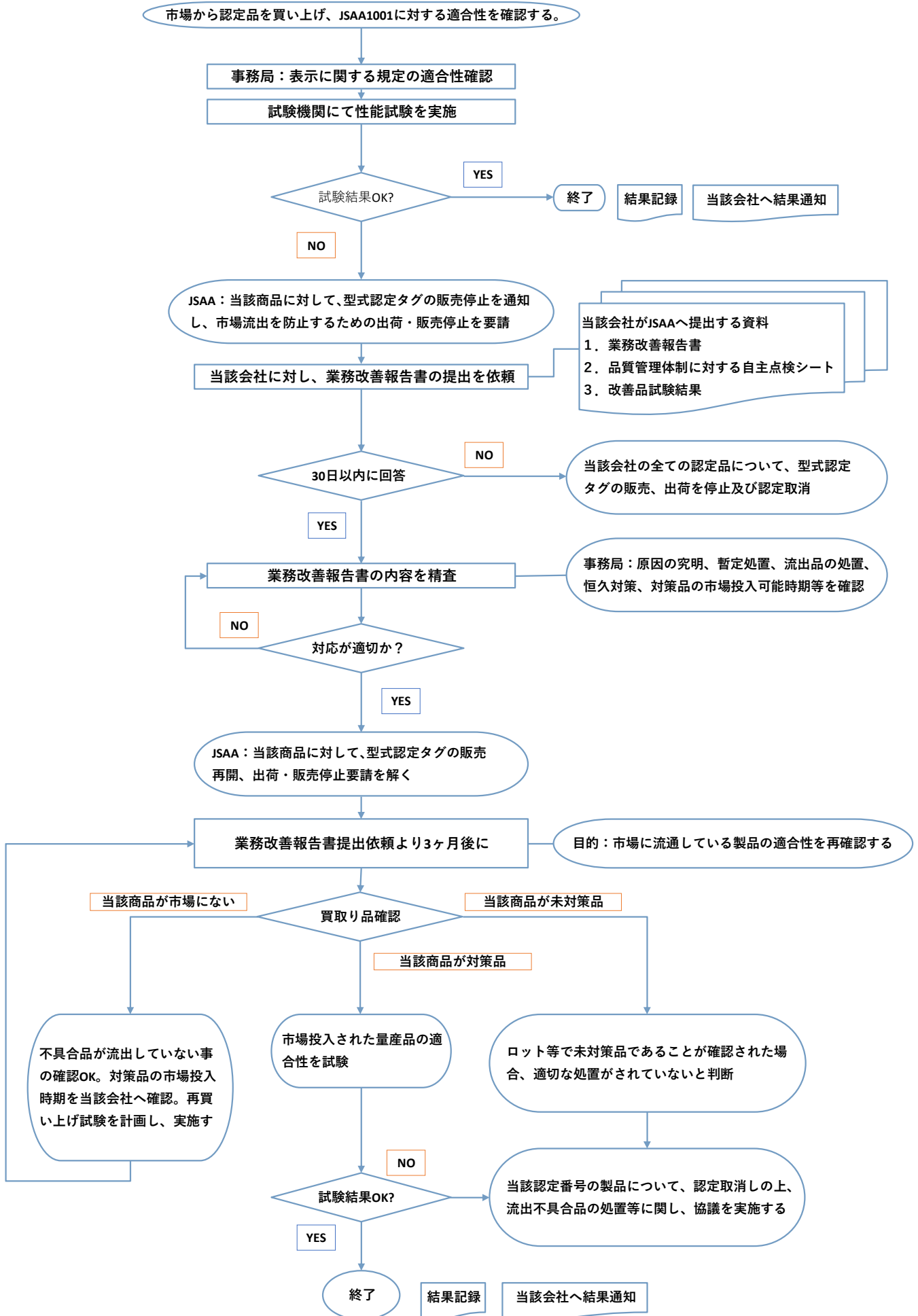
注3 甲被が複数の材料で構成されている場合、認定申請するときの甲被材としての種類は、「プロテクティブスニーカー規格」の「4.種類」に定めるところによる。

なお、甲被にメッシュ材を使用している場合は、メッシュ材が編物の規格に適合する場合は、その使用部分は編物として考え、適合しない場合は、合成繊維として考える。これはメッシュ材以外の合成繊維製の布などにも適用する。

## 別添 1 型式認定申請手順



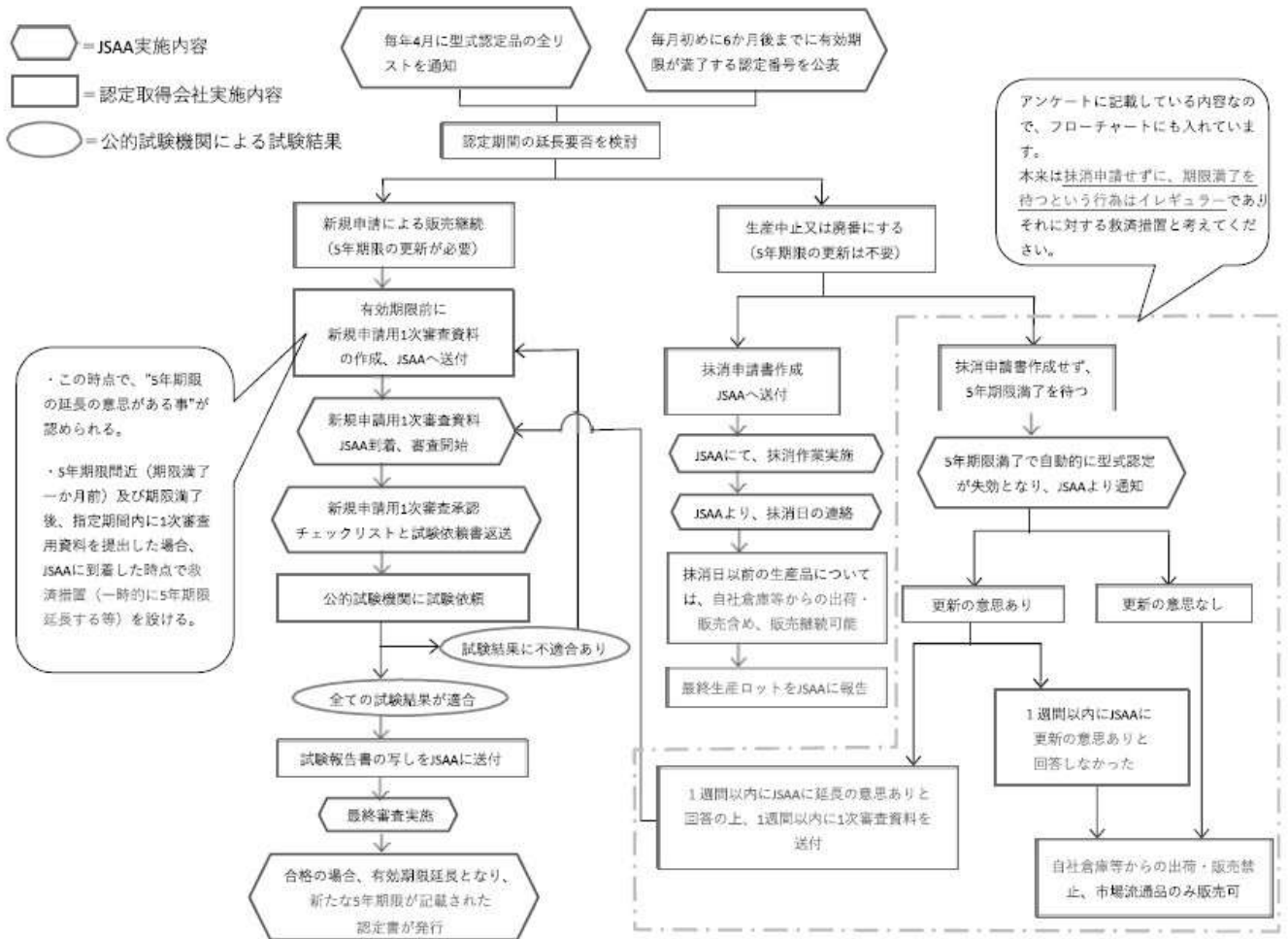
## 別添2 市場買取調査フローチャート



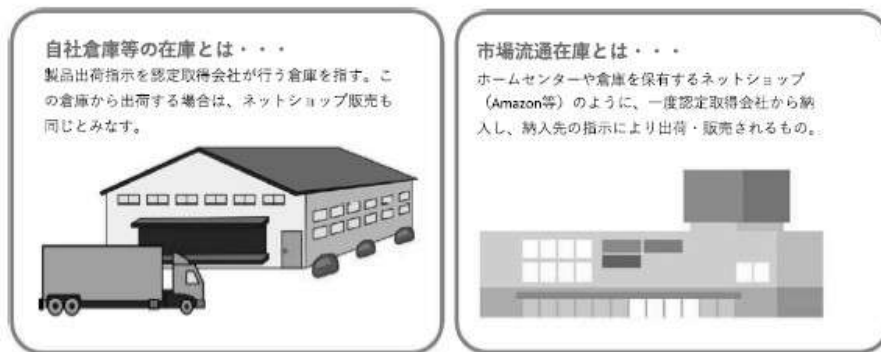
### 別添3 「5年期限」管理取り決め事項

1. 各商品に与えられた認定番号は、有効期限5年とする。
2. JSAAは、原則として毎年4月に型式認定リストを作成し、型式認定取得者に送付する。また、毎月初めに6か月後までに有効期限の満了を迎える製品の認定番号の通知を行う。当該会社は、通知を受領後にJSAAに対し、継続または抹消とするかの意思表示を行う。
3. 有効期限日前に新規申請時と同じ手順を行うこと（延長手続き）により、有効期限を5年延長できる。延長手続きは、新規申請用1次審査資料を5年期限日以前にJSAAが受理・承認した時点で、手続き中とみなされる。
4. 延長手続き時の試験方法は、その時点でのJSAA規格最新版とする。
5. 延長手続き終了後の有効期限は、元の有効期限の5年後となり、改めて認定証が発行される。ただし、2018年5月31日以前に認定された製品については、延長手続き終了後のJSAA型式認定合格証交付日から5年後とする。
6. 有効期限延長の意思がない場合
  - ① 抹消申請を行う。その場合、抹消申請を提出した日以前に生産された製品については、いかなる出荷・販売も制限しない。
  - ② 抹消申請を行わなかった場合は、認定後5年間満了の期日で自動的に認定失効となり、その旨がJSAAより通知される。当該会社は通知に対して確認した旨を返信する。当該商品の自社倉庫等在庫品は型式認定タグ及び認定表示付きでの出荷・販売は不可とし、既に市場に流通し在庫となっている商品についてのみ販売可とする。
  - ③ 認定失効した商品用に購入した型式認定タグで、生産工場にて未使用在庫がある場合は、JSAAに返却しなければならない。その場合、返却された分の型式認定タグ代金は、当該会社に返金される。
7. 有効期限を延長する旨の意思表示が、期限を過ぎた場合の救済措置及び失効について
  - ① 延長を希望する場合は、JSAAからの失効通知の発行日（6.②下線部）を起点として、1週間以内に延長の意思表示を行い、更にその日から1週間以内に新規申請用1次審査資料を提出した場合に限り、救済措置を受けられる。
  - ② 失効通知の発行日を起点とし、1週間を超過してもJSAAからの通知に対して意思表示が無い場合及び意思表示後1週間を超過しても1次審査資料が提出されない場合は、自動的に認定失効となり、上記の6①②③と同様の措置を行う。その場合、当該商品の自社倉庫等在庫品を認定品として再販するには、改めて新規申請を行い、新たに認定番号を取得しなければならない。
8. 上記に該当しないケースが発生した場合は、JSAA担当者と協議の上、判断とする。

## 5年期限の基本フローチャート



### 抹消申請有無によるルールの特長



抹消申請をした場合	抹消申請をしなかった場合
認定抹消日以前の生産品について 自社倉庫等の在庫の出荷・販売：可能 市場流通在庫の出荷・販売：可能	有効期限切れで、認定番号自動抹消となるため 自社倉庫等の在庫の出荷・販売：禁止 市場流通在庫の出荷・販売：可能
<b>在庫品を全て適正に消費できる。</b>	<b>自社倉庫等の在庫の再販方法は下記の2通り</b> ①ペロ裏タグ・合格证タグ・サイズシールの認定番号削除した上で非認定品として販売 ②改めて、別の認定番号を新規に取得し、別品名・別品番として販売

## 附則

1. この要領は、制定又は改訂された日から有効とする。
2. この要領を改訂した場合は、協会は型式認定取得者及び/又は型式認定申請者に対して、速やかに改訂版を交付し、旧版と差し替えるように通知しなければならない。
3. 型式の定義については、原則として、同一タイプの靴、同一先芯を使用し、甲被及び表底に同一種類の材料を使用したものとする。ここでいう同一種類の材料とは、プロテクティブスニーカー規格の甲被の種類及び表底の種類で考えるものとする。
4. 申請において試験を行う公的試験機関としては、原則として、一般財団法人化学物質評価研究機構又は公益社団法人産業安全技術協会とし、その他の公的試験機関を利用する場合は、事前に協会に了解を得ることとする。

## (附属資料)

- 様式 1-1 型式認定（新規・更新）申請書（第5条第1項）
- 様式 1-2 添付資料ワークシート
- 様式 1-3 同一品番写真ワークシート
- 様式 1-4 表示確認ワークシート
- 様式 1-5 チェックリストワークシート
- 様式 1-6 公的試験機関試験依頼書（産安協）
- 様式 1-7 公的試験機関試験依頼書（CERI）
- 様式 2 JSAA 型式認定合格証（第5条第6号）
- 様式 3 型式認定（変更）申請書（第6条第1項）
- 様式 4 型式認定抹消届出書（第7条）
- 様式 5 型式品番変更等申請書（第8条第1項）
- 様式 6 型式認定合格証明票（型式認定タグ）交付申請書（第12条第2項）

プロテクティブスニーカーに係る型式認定業務要領の改訂履歴

版	制定・改訂日	主な改訂内容
初版	2011年5月30日	制定
改訂第1版	2017年11月1日	プロテクティブスニーカー規格の改訂に伴う種類増に対応した改訂
改訂第2版	2018年7月1日	業務の見直しに伴う改訂
改訂第3版	2020年2月21日	市場買取調査に関する規定等の改訂
改訂第4版	2021年7月30日	型式認定の申請、失効について改訂
改訂第5版	2022年4月1日	型式認定合格証明票の交付と申請時の申請費用改訂
改訂第6版	2022年9月1日	認定品の抹消及び/又は追加認定 文言重複部 型式認定の失効 事業拒絶権限 市場買取調査 2度目の買取調査の目的 型式認定の更新を期限として運営に修正
改訂第7版	2022年9月27日	型式認定に関する表示の削除 認定番号の付与条件の修正 別図2の解説に加筆
改訂第8版	2023年4月1日	第11条試験費用、及び型式認定合格証明票の単価を変更 第14条型式認定品の5年経過に対する告知方法を毎月初に6か月後に期限を迎える認定番号を公表する。 付則6日付を修正
改訂第9版	2024年10月1日	別表1表材料による種類：ソールタイプI、IIを追記 別表2浸せき試験はソールタイプIのみが該当 別図2を削除し、解説文の修正
改訂第10版	2025年4月1日	規定内容の全面的な見直し ・文言の統一、修正 ・第2条(用語の定義)に、認定番号と品番を追加 ・第8条(品番の変更、追加、削除)を追加 ・第5条の6に型式認定登録簿を追加 ・旧第13条(費用)を削除 ・第15条(認定品の公表)を追加